

## 産業廃棄物等処理業務委託契約書

[収集運搬]

排出事業者 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「甲」という。）と 収集運搬業者 ○○○（以下「乙」という。）は、甲の事業場（佐賀県医療センター好生館）から排出される産業廃棄物および一般廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の収集運搬に関して次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

### 第1条

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令並びに環境省の定める廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守するものとする。

(委託内容)

### 第2条

#### 1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

[特管]

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

特別管理産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

[一般]

許可市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

#### 2 (委託する産業廃棄物等の種類、数量及び単価等)

(1) 甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物等の種類、収集運搬単価は、次のとおりとする。

[産廃]

種類：産業廃棄物（廃プラスチック類・ガラスくず・陶磁器くず等）

単価：

種類：産業廃棄物（非感染性産業廃棄物）（廃プラスチック類・ガラスくず等）

単価：

[特管]

種類：特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）

単価：

[一般]

種類：一般廃棄物

単価：

- (2) 甲が、乙に収集運搬を委託する際に必要な感染性産業廃棄物容器の種類、数量及び単価は次のとおりとする。

種類：段ボール箱（50L）（バイオハザード橙）

単価： 円／個

種類：感染性産業廃棄物容器（50L）

単価： 円／個

種類：感染性産業廃棄物容器（20L）

単価： 円／個

### 3（運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物等を甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

[産廃]

氏名：

住所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

事業場の名称：

所在地：

事業場の名称：

所在地：

事業場の名称：

所在地：

[特管]

氏名：

住所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の区分：

特別管理産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

事業場の名称：

所在地：

[一般]

氏名：

住所：

### 4（積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物等の積替えを行わない。

(適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は、産業廃棄物等の適正な処理のために必要な以下の情報をあらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
  - ア 産業廃棄物等の発生工程
  - イ 産業廃棄物等の性状及び荷姿
  - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に対する事項
  - エ 混合等により生ずる支障
  - オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
  - カ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約期間中適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物等の性状等の変更があった場合は、乙に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずる恐れがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物等の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、乙と通知する変動幅の範囲についてあらかじめ協議のうえ定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物等の性状が書面の情報のおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照。）
- 4 甲は、委託する産業廃棄物等のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託する産業廃棄物等の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、委託する産業廃棄物等を引き取ることとする。

(甲乙の責任範囲)

第4条

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物等をその積み込み作業の開始から第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は第3者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第3者に損害が発生した場合に乙に損害が発生した場合に乙に過失がない場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条

乙は、甲から委託された産業廃棄物等の収集運搬業務を再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令に定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第6条

乙は、本契約上の義務を第3者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条

乙は、甲から委託された産業廃棄物等の収集運搬業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務についてはそれぞれの運搬区域に応じたマニフェストB2、B4、B6票で代えることができる。

(委託業務実績)

## 第8条

乙は、甲から委託された産業廃棄物等の毎月の業務が終了した都度、速やかに業務実績報告書を作成し甲に提出する。

(業務の一時停止)

## 第9条

乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は、甲にその理由を説明し、かつ、甲における影響が最小限となるよう努力する。

(委託料・消費税・支払い)

## 第10条

- 1 甲の委託する産業廃棄物等の収集運搬業務に関する委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 2 委託料が経済情勢の変化および第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物等の収集運搬業務に対する委託料についての消費税は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の委託料を支払う。乙は、毎月業務を終了した翌月、甲に対して請求書を提出し、甲は当該請求書を受領した月の翌々月末日までに乙に対し委託料を支払うものとする。なお、請求にあたっては消費税額を加算するものとする。

(契約保証金)

## 第11条

契約保証金は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項3号の規定により免除する。

(内容の変更)

## 第12条

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

## 第13条

甲、乙は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第3者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

## 第14条

甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合にこの契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物等の未処理のものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後もその産業廃棄物等に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物等についての収集運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が業者に委託する場合にその業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもと

にある未処理の産業廃棄物等の収集運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物等を甲の費用をもって当該産業廃棄物等を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬したうえ、甲に対し、当該運搬の費用を請求することができる。

(遅延利息の請求)

第15条

- 1 乙に責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。
- 2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく報酬又は損害賠償金を期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(協議)

第16条

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従いその都度甲、乙が誠意を持って協議し、これを取り決めることができる。

(契約期間)

第17条

この契約は、委託期間を令和2年11月1日から令和3年10月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は、各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地  
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館  
理事長 桐野 高明 印

乙

印